

令和5年4月1日から法改正により

# 「プラ資源」にプラスチック製品も加わりました



### 出し方のルール

- 汚れは落としてください。
- 「プラ資源」の指定袋に入れて出してください。
- ※集積所・収集日はこれまでのプラ資源と同じです。
- ※容器包装とプラスチック製品を混ぜてかまいません。
- ※レジ袋等に入れる、など二重袋にしないでください。

回収対象の大きさは、**1辺が50cm未満**です。



- 衣装ケースやホース、ブルーシートなども対象ですが、
- 50cm未満に切断すれば「プラ資源」、
  - 50cm以上の長さの場合は「燃やすごみ」
- をお願いします。

### 対象とならないもの



- **ペットボトル** (飲料・しょうゆ) → リサイクルステーション・店頭回収へ  
※ラベル・キャップはプラ資源でOK
- まな板など厚みのあるもの(厚さ5ミリ以上) → **燃やすごみ**へ
- 家電類(プラスチック製部品も含めて) → **埋立ごみ・燃やすごみ**へ
- ゴム、シリコン、靴・鞆など革や他の素材との混合物 → **燃やすごみ**へ

プラ資源の指定袋のデザインを一部変更します(7月頃から順次切替)



もちろん今までの指定袋も変わらずお使いいただけます